

香害 回答 消費者庁

要望 1.

国民の健康を守るために、柔軟剤、消臭除菌スプレーなど香り付き製品の製造業者に  
製造・販売をやめるよう行政指導してください。

※柔軟剤、消臭除菌スプレーなどの香り付き製品で多くの人が日常生活を脅かされて  
います。消費者を守る貴省（府）の役割を果たしてください。

（回答）

全国の消費生活センター等に、柔軟仕上げ剤等の香りで頭痛や吐き気がしたなどの相  
談が寄せられていることは承知しています。

他方で、香料と健康被害の関係については、現段階で十分な実態解明がなされていな  
いところです。

そのような中、消費者庁では、まず、香りの強さの感じ方には個人差があり、自分に  
とって快適な香りでも不快に感じる人がいることを御理解いただくことが重要と考え  
ており、5省庁連名の啓発ポスターを作成し、周知を進めています。

引き続き、関係省庁とも最新の科学的知見を含め情報共有を行いながら、対応してま  
いります。

## 要望 2.

5省庁連名のポスターを、被害の実態に合ったものに改訂してください。5省庁の合意が得られない場合は、消費者庁独自で前回のものより進んだポスターに改訂してください。

※具体的にはポスターの上段に「困っている人がいるかも？」となっていますが「困っている人がいます」とし、下段の「使用量の目安などを参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使いください」となっていますが、「自分にとっては快適でも、他人は不快に感じることを認識しましょう」としてください。

(回答)

ポスターについては、香りの強さの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも不快に感じる人がいることを御理解いただくとともに、香り付き製品の使用に当たっては使用量の目安などを参考に、周囲の方にも配慮していただくことを啓発することを狙いとしています。啓発の進め方は関係省庁とも最新の科学的知見を含め情報共有を行いながら、対応してまいります。

## 要望 3.

柔軟剤、消臭除菌スプレーを家庭用品品質表示法の指定品目にしてください。

※昨年の話し合いの際、表示を義務付ける家庭用品の定義は、購入に際して品質を識別することが難しいものといった内容になっている。現在、業界の自主基準でそれを満たしている、との見解でしたが、これだけ被害者が多く、購入していない人にまで被害を与えていたりする状況を考慮し、家庭用品品質表示法で担保することが当然と考えます。

(回答)

家庭用品品質表示法で定める家庭用品は、購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものが指定されているところです。柔軟剤、消臭除菌スプレーについては、家庭用品品質表示法第二条第一項の家庭用品に該当しないものと考えております。

#### 要望 4

貴府の職員から率先して香料を自粛してください。

※CDC(アメリカ疾病対策センター)では職員への香料自粛を要請しています。北米では、公共の場での香料製品の使用を自粛し、無香料の場にする「フレグランス・フリー・ポリシー」を掲げ、関係者に遵守を呼び掛けている地方自治体、学校、病院などが相当数知られています。

(回答)

庁職員に対し、香り付き製品の使用に当たっては周囲への方々にも配慮するよう啓発ポスターによる周知を行っているところです。今後も、必要に応じて職員への啓発等を行ってまいります。

#### 追加質問 1

2022年2月に実施した香害をなくす連絡会と5省庁面談後に進展したことはありますか。

(回答)

令和4年2月28日の参議院予算委員会において、岸田総理から様々な場における香りへの配慮について周知を図っていく旨の答弁がなされました。消費者庁では、同年3月に啓発ポスターを増刷し、地方公共団体へ配布するなど、更なる周知・啓発に取り組んでいます。

#### 追加質問 2

2022年2月以降、香害をなくすための5省庁連絡会議の開催回数（日時）とその内容を教えてください。

(回答)

5省庁の担当者会議は開催しておりませんが、関係省庁とは随時メールや電話にて情

報の共有を図っています。

=====

消費者庁消費者安全課（併任 事故調査室）

課長補佐（総括） 北島孝紀

TEL:03-3507-9202（直通）

FAX:03-3507-9290